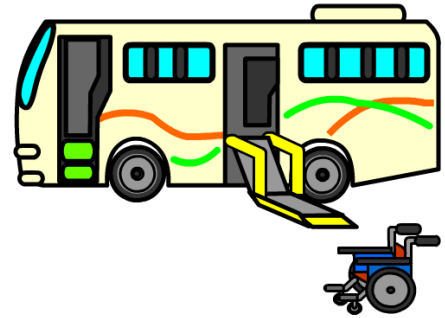


5. 教育問題について

◇ 障がい児の通学支援について

次に、本県における障がい児の通学支援について伺います。

平成 29 年 9 月定例会における我が会派の代表質問で、私は教育長に対し、本県における医療的ケア児の通学バス利用の基準はどうなっているのか、また保護者負担の軽減のために今後どのように取り組んでいくのか尋ねたところ、教育長は「医療的ケアを必要とする児童生徒の通学に当たっては、一律に保護者送迎とすることなく、バス乗車中におけるたんの吸引などの必要性などを個別に判断の上、突発的な対応を要しない子供については、できる限りバス乗車を認めるよう、学校に対して周知徹底を図っている。また、通学に係る保護者負担の軽減につきましては、訪問看護ステーションや福祉サービスの利用等に関する厚生労働省の調査研究事業の成果も踏まえ、医療的ケアに関する運営協議会において、医師、弁護士等の助言を仰ぎながら、その具体的方策について協議してまいります。」と回答を得ております。



さて、滋賀県においても本県と同様に、養護学校の通学バスに人工呼吸の管理やたんの吸引などの専門性を有する看護師が同乗していないため、障がい児の保護者は介助や家事、仕事を抱えながらマイカーなどを利用して送迎せざるを得ず、「他の障がい児と同様、通学バスで通えるよう体制を整えてほしい」との声が上がっていました。ところが、新しい事業として、滋賀県内の養護学校へ送迎する保護者の代わりとなって、滋賀県が委託したドライバーや看護師が同乗して通学支援する取り組みが始まりました。片道 1 回とし、年間 10 回まで利用できるもので、利用者からは喜びの声が上がっていると聞きます。そこで、教育長にお尋ねします。

本県においても滋賀県のような取り組みを必要とする障がい児を抱えるご家庭が少なからずあると思います。

本県の医療的ケア児の特別支援学校への通学率は現在どのような状況にあるのでしょうか。また、通学の状況について、医療的ケア児で、保護者が送迎

しているケース、スクールバスによる通学のケース、訪問教育を受けているケース等の実態を示すとともに、滋賀県のような事業を進めることについて所見をお伺います。

また、平成30年12月定例会における一般質問で私は知事に対し、障がいのある子が安心して学校に通えるように、本県では今後どのような通学支援の取り組みを行っていくのか尋ねたところ、知事は「今後の通学支援の取り組みについて、移動支援事業につきましては、地域の特性や個々の利用者の状況、ニーズに応じて、市町村の選択により通学を支援対象とすることができま。既にこの事業を活用して通学支援に取り組んでいる自治体も県内外にある。そのため県といたしましては、この移動支援事業による通学支援を行っていない県内の市町村に対して、この通学支援に取り組んでおられる事例について情報を提供していく。」と答弁されました。

そこで、知事職務代理者にお尋ねします。

本県内で、より多くの市町村が通学支援を実施するよう、引き続き、県は支援の充実・強化を図っていくべきであると考えますが、このことに対するご所見を求めます。

【服部知事職務代理者の答弁】

◆ 市町村が実施する障がい児の通学支援について

市町村においては、国と県の補助による地域生活支援事業を活用して、ご家族の入院や疾病など、支援の対象とする場合の要件を定めたり、あらかじめ利用回数を設定したりして、地域の実情に応じた障がい児の通学支援を実施しています。現在、県内では43市町村が実施しているところです。

県としては、こうした通学支援を実施していない市町村に対して、地域の実情を伺うとともに、地域生活支援事業を活用した他市町村の取り組み状況等について情報を提供し、市町村の事業の実施に向けた取り組みを支援してまいります。

【城戸教育長の答弁】

◆ 医療的ケア児の通学状況と通学支援について

本年度は、県立特別支援学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が196名

在籍しており、約 6 割の 118 名は通学生で、78 名は訪問教育を受けています。

また、通学生のうち、94 名は保護者が送迎しており、通学バスを利用している児童生徒は 15 名です。

県教育委員会としては、医療的ケア児の通学に係る保護者負担の軽減は、重要な課題であると認識しており、今後とも、滋賀県など他県の取り組みも参考にしながら、効果的な通学支援のあり方について研究してまいります。